

# 大町市コワーキングスペース運営業務仕様書

## 1 業務の名称

大町市コワーキングスペース運営業務

## 2 業務の目的

創業支援を目的とした者の交流スペース(コワーキングスペース)を整備し運営することにより、市内の創業促進を目指す。既に企業を経営している者や投資家及び起業分野、デザイン分野など様々なスキルを持つ人々、若者や女性、UIターン者も含めた交流拠点として位置付け、創業者の支援を行う。

## 3 委託期間

契約締結日の日から平成31年 3月31日まで

## 4 業務内容

以下に掲げるコンテンツを制作し、成果物を納品すること。

### (1)コワーキングスペースの総合コンサルティング

ア 本業務の遂行に際しては、本仕様書の内容を基本にしつつ、大町市創業支援協議会の意向を十分に反映し、総合的なコンサルティングを行うこと。

イ 自らのノウハウを用いて、創業希望者の支援を最大限すること。

ウ コワーキングスペースの利用促進につながる具体的な施策を考慮すること。

エ 受託事業者はその専門的な立場から、コワーキングスペースのあり方を見据え、他の自治体の事例等も参考にしながら効果的な方法があれば、本業務の契約上限額の範囲内で積極的に提案を行うこと。

### (2)室内の装飾とデザイン

利用者にとって快適な空間を創出しできる装飾とデザインを検討する。

### (3)情報発信

本協議会の公式ホームページなどを活用した情報発信に努める。

## 5 その他

(1) 業務遂行に当たり、本協議会の指示に従い本業務の目的を十分理解した上で最高の技術を発揮するよう努めること。

(2) 著作権について受託者は、委託業務の成果物に係る全ての著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)を当該成果物引き渡し時に、大町市創業支援協議会に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者が本業務成果物の2次利用を求める際、大町市創業支援協議

会はその使用を原則、無償で許可する。

(3)本仕様書に定めのない事項については、随時、大町市創業支援協議会と協議を行い決定するものとする。